

横須賀忠利議員に対する議員辞職勧告決議

私たち高根沢町議会議員は、議員として町民から負託を受けたその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、町民の代表者としての相応しい品位を保たねばなりません。

そのため、高根沢町議会基本条例第5条（議員の政治倫理）では、「議員は、町民の代表としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない」としています。

また、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第2項では、「議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、率先してその疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない」とし、議員が活動上で疑惑がもたれた場合は、しっかりと説明責任を行うことが求められています。

こうした中、横須賀忠利議員の発言や街宣活動により、鬼怒川東部土地改良区職員が精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求の訴訟を起こし、東京高等裁判所で損害賠償金の支払いが確定しました。これらのことが、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条（政治倫理基準）第1号「町民全体の代表として、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」に違反する疑いがあるとして、令和6年9月13日付で、森弘子議員を代表とする議員8名から、横須賀忠利議員に対する審査請求書が神林議長に提出され、政治倫理審査会が設置されました。

上記の東京高等裁判所の控訴審判決（令和6年3月14日言渡）によると、横須賀忠利議員が土地改良職員に行った発言の中には、職員に危害を加える内容や、犯罪者扱いする内容のものもあり、それらは職員らを畏怖させ、人格権を侵害し、社会的相当性を逸脱しているものと認めています。また、土地改良事務所に街宣車を横付けし、童謡や軍歌を爆音で流し、街宣車のマイクで拡声した街宣活動の中にも、職員らを畏怖させ、表現の自由の観点を考慮しても社会的相当性を逸脱していると認めているものがあることから、審査会は、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第1項に規定する政治倫理基準に違反していると判断しました。

この他にも、審査会が横須賀忠利議員に求めた、高等裁判所の判決記録を提出しなかったことや、審査会で審査会委員の質問に対し、真摯に応えようとしない姿勢は、高根沢町議会議員政治倫理条例第4条第2項の「議員は、政治倫理に反する事実があると疑惑を持たれた場合には、率先してその疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。」にも抵触すると思われます。更に、審査会委員に対して制裁を加えるかのような発言や、後日、出席していた委員の自宅に配達記録付き郵便で審査会における委員の発言に関する「情報公開質問状」を送り付ける行為は、高根沢町議会政治

倫理条例の目的を理解しているとはいい難く、議員の資質に欠けるものであるとしました。

そうしたことから、政治倫理審査会の審査結果は、「議員辞職勧告が相当」とし、令和6年12月3日に議長へ報告がなされました。

これを受けて、同日、議長が横須賀忠利議員に「辞職勧告」を行おうとしましたが、拒否されたので、余儀なく文書を配達記録付きで郵送せざるを得ない事態を招きました。

そして、この事由を加えた「横須賀忠利議員に対する議員辞職勧告決議案」が、令和7年3月定例議会最終日に森弘子議員を代表とする議員8名から提出され、賛成多数で可決されました。

私たち議員は、議会での議決結果を最大限尊重しなければならない事は当然なのですが、横須賀忠利議員においては、議員を辞職することなく、議員活動を続けています。

町民の代表者である横須賀忠利議員が「議員辞職勧告」、「議員辞職勧告決議」を無視する行為は、本町議会の議決結果を無視するものであり、本町議会に対する町民の信頼を失墜させ、その責任は極めて大きく、議会として看過することはできません。

よって、横須賀忠利議員は、議員として自ら一連の責任を重く受け止め、自らの意思により速やかに議員を辞職するよう改めて強く勧告します。

以上、決議します。

令和7年9月16日

高 根 沢 町 議 会